

# 第1章 計画の概要

## 1.1 計画策定の趣旨

宇都宮市では、平成22年12月に「自転車のまち推進計画」（以下、「前期計画」という）を策定しました。前期計画では、だれもが安全に便利に楽しく自転車が利用できるとともに、ひとや環境にやさしい自転車を愛するまち、「自転車のまち宇都宮」の実現を目指して、だれもが自転車を“安全に”“快適に”“楽しく”“健康とエコに”使えることを目標に4つの施策の柱とそれぞれの取組方針を設定し、目標を達成するための様々な施策事業を展開してまいりました。

一方、前期計画の策定以降、国においては、平成24年の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定に続き、平成25年の道路交通法改正では自転車の路側帯通行が道路の左側に限定され、平成27年の道路交通法改正では信号無視や通行禁止違反等の危険な違法行為を繰り返す運転者に対する安全講習の受講が義務づけられました。また、安全意識や健康、環境意識の高まり、余暇活動の活発化等、時代潮流の変化に伴い自転車利用のニーズが多様化するなど、自転車を取巻く環境は大きく変化しています。

この度、前期計画の計画期間（平成22年度から平成27年度）が満了することを受け、自転車を取り巻く環境の変化や施策の進捗状況等を踏まえて、前期計画を見直し、「自転車のまち宇都宮」の推進に向けてより一層の事業展開を図るために、「自転車のまち推進計画後期計画」（以下、「後期計画」という）を策定するものです。

## 1.2 計画期間

平成22年に策定した前期計画は10年後の平成32年度を見据えた平成23年度から平成27年度までの5年間の実行計画であり、本後期計画は、平成28年度から最終年度の平成32年度までの5年間の実行計画とします。

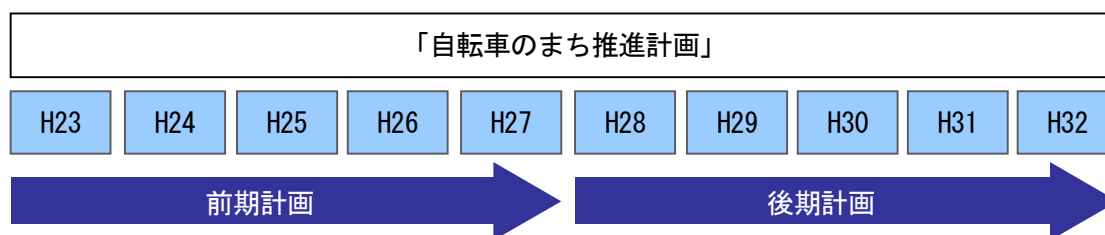


図 計画期間

## 1.3 計画の位置付け

本計画は、「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」や「宇都宮都市交通戦略」に掲げる分野別計画「自転車のまち宇都宮の推進」を実現するための計画として位置付けられます。

また、国の指針である「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」やこれを踏まえた栃木県の「栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン」と整合を図るとともに、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」（以下、「NCC形成ビジョン」という）をはじめ、「第10次宇都宮市交通安全計画(策定中)」、「宇都宮市観光振興プラン」等の宇都宮市の様々な関連計画と整合・調整を図り、策定するものです。

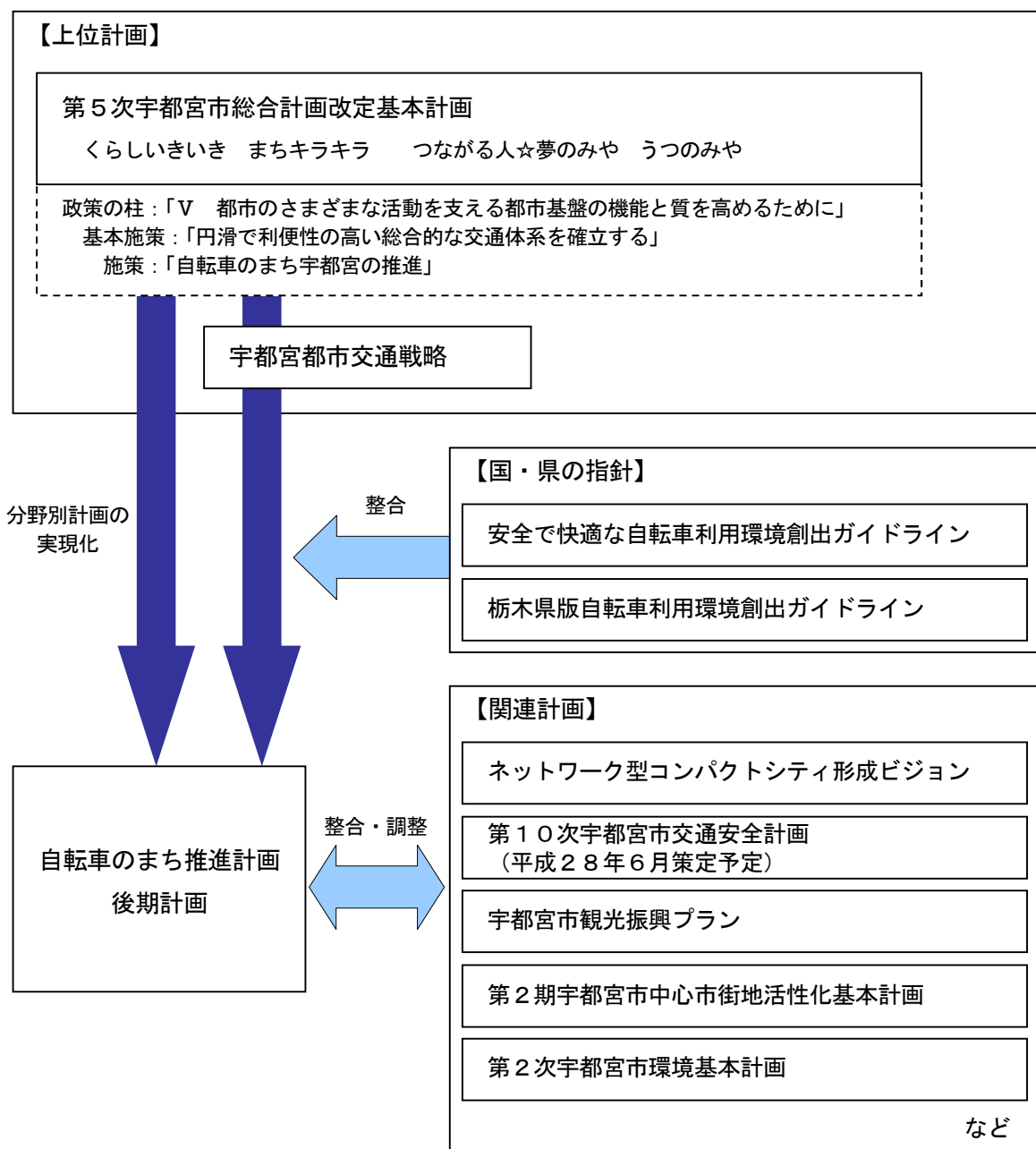


図 計画の位置付け

## 1.4 計画の構成

---

本計画の構成は下図のとおりです。

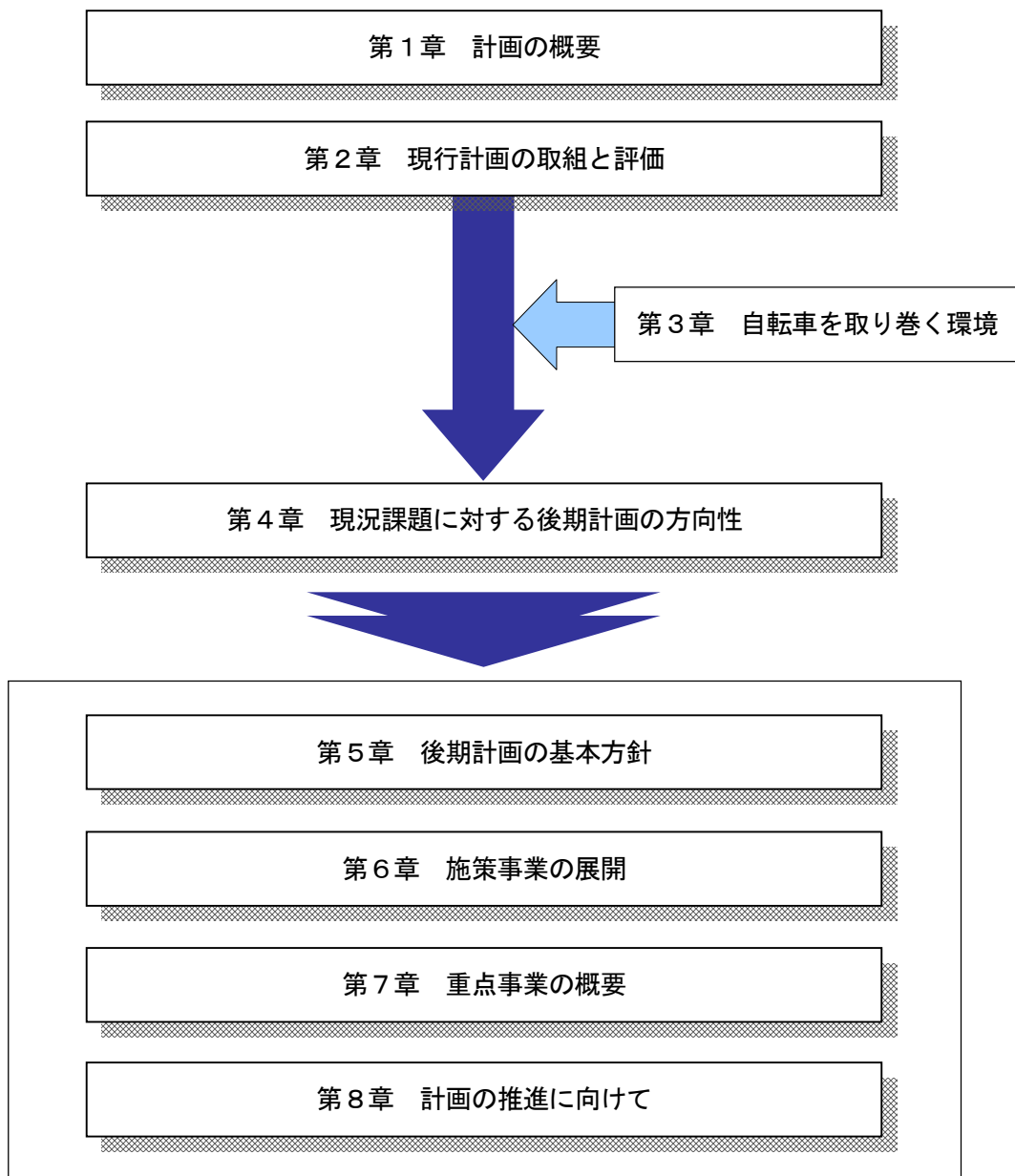


図 計画の構成